

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
平松電気工事株式会社(岡山県岡山市南区福浜町13-28)[1000011858]
2. 資格登録停止措置の期間
令和8年7月10日 ～ 令和8年8月9日(1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者は「東海北陸自動車道 古城山トンネル他4TN(上り線)照明設備更新工事」(名古屋支社発注)において、受注者の責めに帰すべき事由により履行遅滞を生じさせ、工期内に工事を完成させなかった。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者が、受注者の責めに帰すべき事由により履行遅滞を生じさせ、工期内に工事を完成させなかったことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第4号(契約違反)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事・調査等の施工に当たり、契約に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)